

(裏面へ続く)

しても、学校の判断なしに生徒の希望ならなんでも通すという事はないと思うが。

組 合：安保健法が通ったので自衛隊からの宣伝が積極的になっている。生命を大切にすると観点から慎重に考えてほしい。

校長会：公平・中立な態度で臨みたい。

【長時間労働の縮減に関わること】

①職場における多様な勤務形態の全職員への明示

組 合：非常勤の人の勤務時間はばらばらであるが、フルタイムの人たちはそれを知らずに時間外に仕事を頼んでしまうことがある。職員同士がお互いの勤務時間を知っていた方が働きやすい職場になると思うのでぜひ明示してほしい。

校長会：個人契約の雇用条件なので詳細を示すことで問題は起きないが、4月にざっくりと紹介しているからそれでいいのではないが。

②再任用(ハーフ)職員の勤務時間の適正な割り振り及び運用

組 合：再任用(ハーフ)の働かせ方は学校により差がある。

ハーフの再任用に16コマ授業を持たせている学校がある。これでは、授業の準備や後処理をする時間が全く取れない。16コマ持たせること自体おかしいと思う。時間外に清掃指導をしている人もいる。

校長会でも再任用の働き方の情報交換をしてほしい。

③「鳥居労災認定裁判」で認められた「包括的職務命令に基づく公務」について

(「鳥居裁判名古屋地裁判決(抜粋)」を提示しながら)

組 合：この判決を災害が起きたときだけでなく、通常の勤務についてもあてはまると認識してほしい。第2、第3の鳥居さんを出さないためにも校長先生たちと手を携えてやっていきたい。

校長会：重大な案件と受け止めている。職員の健康を第一に考えていきたい。

④「日常の勤務における割り振り変更簿」の設置

組 合：(他市の割り振り変更例を示しながら)小牧でもぜひ割り振りを考えてほしい。

懇談を終えて

休養室、プール清掃の業者委託、全特別教室へのエアコン設置等々の問題で情報交換ができ、有意義な懇談であった。しかしながら、教職員の膨大な長時間過密労働の解消に向けての方策については、十分な話し合いの時間がなく残念であった。

鳥居労災認定裁判で認められた時間外に行われた部活動指導や教材研究等の仕事も「包括的職務命令に基づく公務」であると見解は、公務災害が起きたときのみでなく、日常の労働においても適用されるべきものである。膨大な時間外勤務を、自主的自発的活動・好き勝手にしているポランテアとして放置することは、明らかに「包括的職務命令」を無視した安全配慮義務違反である。教職員の多忙を解消するためには、勤務時間外労働を「包括的職務命令に基づく公務」であることを認め、勤務の割り振りを適正に行うことが急務であるとともに、大幅な教職員増を実現していかなければならない。

〈資料〉鳥居裁判名古屋地裁判決(抜粋)

公務該当性の判断基準
...その指揮命令は黙示的なものでも足り、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれたものと評価できるものであれば公務にあたる...
...このことは、教職員の職務遂行が、個別的な指揮命令を受けてなされるというより、校務分掌等による包括的な職務命令に従い、各教育職員が自主性、自発性、創造性を発揮しながら自ら進んで職務を遂行しようとするという側面が強いことを意味しているものであり、教育職員が所定勤務時間内に職務遂行の時間が得られなかったため、その勤務時間内に勤務を終えられず、やむを得ずその職務を勤務時間外に遂行しなければならなかったときは、勤務時間外に勤務を命ずる旨の個別的な指揮命令がなかったとしても、それが社会通念上必要と認められるものである限り、包括的な職務命令に基づいた勤務時間外の職務命令と認められ、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれた公務にあたるというべきであり、それは、準備行為などの職務遂行に必要な付随事務についても同様というべきである。

〈資料〉平成27年度 公立小中学校における勤務の割り振り変更簿調査結果(愛日地区を中心に)

<愛知県教委提供の資料に基づき小牧市教労が作成>

Table with columns: 市町村名, ※ア, ※イ, イの理由. Includes a box for explanation of ※ア and ※イ.

日常の勤務における割り振り変更簿が、全く整備されていないのが愛日地区であることが一目瞭然だね。

県教委は、これで4年間も調査しているけど、「客観的なものを使って割り振り変更する方向が望ましい」とする自身の方向にちっとも改善されていないよね。ちゃんと市町村教委を指導しているのかな。

小牧市の「原則として時間外勤務は命じない」とする見解は、現場の長時間労働の実態をまるで知らない文科省のお役人の姿勢と何ら変わらないね。